

# 第 I 章 総 則

## 1 総則

### 1.1 目的

給水装置工事施行指針（以下「施行指針」という。）は、甲府市水道事業給水条例（以下「給水条例という。」）第 7 条に基づいて施行する給水装置工事について、給水装置の構造及び材質が適正な基準に適合することが確保されるとともに、設計から施工までの必要事項を定め、適正で合理的な実施を図ることを目的とする。

### 1.2 関係法令等の遵守

給水装置工事の施行に当たっては、水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）、法施行令（以下「政令」という。）、給水条例及び同条例施行規程等の関係法令を遵守しなければならない。

### 1.3 用語の定義

- 1 「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。
- 2 「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいうが、給水人口 100 人以下のものは除かれる。
- 3 「水道事業者」とは、国の認可を受けて水道事業を経営する者をいう。
- 4 「簡易水道事業」とは、給水人口が 5 千人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。
- 5 「専用水道」とは、寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって、100 人を超えるものにその居住に必要な水を供給するもの又は水道施設の 1 日最大給水量が 20m<sup>3</sup> を超えるものをいう。
- 6 「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするもので、受水槽の有効容量の合計が 10m<sup>3</sup> を超えるものをいう。
- 7 「特殊集団住宅」とは、高層集団住宅等各戸に給水のための端末装置を持つ特殊な共同住宅であって、甲府市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が、共同住宅の専用給水装置の所有者からの申請により認めたものをいう。
- 8 「水道施設」とは、水道のために設けられる取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水の施設であって、水道事業者の管理に属するものをいう。
- 9 「給水装置」とは、需要者に水を供給するために、水道事業者の布設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- 10 「配水管」とは、配水池等を起点として、配水するために布設した管をいう。

甲府市上下水道局（以下「局」という。）においては、局が布設した口径 350mm 以下 50mm までを配水管という。

- 1.1 「給水管」とは、配水管又は他の給水管から分岐し、宅地や家屋内に引き込まれる管をいう。
- 1.2 「給水用具」とは、給水管に容易に取り外しができない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓（蛇口）、ボールタップ、湯沸かし器、ウォータークーラ等の給水用器具をいう。
- 1.3 「私設補助管」とは、配水管又は給水管から分岐して設置（主に宅地内の止水栓まで）されるもので、給水契約を必要としない給水装置をいう。
- 1.4 「専用給水装置」とは、給水装置のうち 1 戸又は 1 箇所専用するものをいう。
- 1.5 「共用給水装置」とは、給水装置のうち 2 戸又は 2 箇所以上で共用するものをいう。
- 1.6 「給水装置工事」とは、給水装置の新設、改造、修繕（法施行規則第 13 条で定める給水装置の軽微な変更を除く。）及び撤去の工事をいう。
- 1.7 「給水装置工事主任技術者」とは、給水装置工事主任技術者国家試験に合格し、交付申請により厚生労働大臣より給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた者をいう。
- 1.8 「供給規程」とは、水道事業者と水道の需要者との給水契約の内容を示すものであり、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件を定めるものをいう。

#### 1.4 給水装置工事

##### 1 施行承認

給水装置を新設、改造、修繕（法施行規則第 13 条で定める給水装置の軽微な変更を除く。）、又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。（給水条例第 5 条）

##### 2 工事費の負担

給水装置工事に要する費用は、当該工事を申し込む者の負担とする。（給水条例第 6 条）

##### 3 工事の施行

給水装置工事は、管理者又は管理者が法第 16 条の 2 第 1 項の規定により指定をした者（以下「指定工事業者」という。）が施行する。（給水条例第 7 条）

##### 4 構造及び材質

(1) 給水装置工事をする者及び当該工事を施行する者は、政令第 6 条に定める基準に適合させなければならない。

(2) 給水装置工事をする者及び当該工事を施行する者は、政令に定める基準に適合する材料を使用しなければならない。

## 5 給水管及び給水用具の指定

- (1) 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管の取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。(給水条例第8条)
- (2) 管理者は、指定工事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。(給水条例第8条第2項)